

令和6(2024)年7月1日

栃木県環境審議会

会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会温泉部会

部会長 大塚 晃弘

温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請に対する意見について（報告）

令和6(2024)年6月5日付けで栃木県知事から諮問を受けた「温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請に対する意見」について、下記のとおり温泉部会を開催し、下記のとおり答申しましたので報告します。

記

1 開催日時

令和6(2024)年6月27日(木) 午後2時から4時20分まで

2 開催場所

宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県庁9階 会議室3

3 出席者（7名、各五十音順、敬称略）

- (1) 委員 大塚晃弘、小菅美智子、長尾昌朋
- (2) 専門委員 相田吉昭、藤本亨
- (3) オブザーバー 板寺一洋（温泉、火山、水文、地球化学）
窪田ひろみ（地域合意形成）

4 審議結果

申請者	申請地（市町）	申請内容	審議結果
株式会社共立メンテナンス	日光市	掘削	許可答申
東京電力リニューアブルパワー株式会社	那須塩原市	掘削	許可答申

令和6(2024)年7月1日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県環境審議会
会長 山田 洋一

温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請等に対する
意見について

令和6(2024)年6月5日付け薬生第396号にて諮問を受けた「温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請に対する意見」等について、当審議会は、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

第1号議案

日光市細尾町地内 雑種地内の温泉掘削について
申請者 東京都千代田区外神田二丁目18番8号
株式会社共立メンテナンス

本件は、日光市細尾町地内に建設予定のホテルで浴用にて使用するために温泉を掘削するものであり、特に支障ないと判断されるため、許可答申とする。

第2号議案

那須塩原市湯本塩原地内 国有林内の温泉掘削について
申請者 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力リニューアブルパワー株式会社

本件は、那須塩原市湯本塩原地内 国有林内に地熱発電を目的とした噴気試験のための試験井を掘削するものであり、特に支障ないと判断されるため、許可答申とする。

なお、安全管理の徹底、モニタリングの強化、周辺環境の汚染防止、地元協議会での合意形成、情報の共有、順応的な資源管理などに配慮されたい。

薬生第396号
栃木県環境審議会

温泉法（昭和23年法律第125号）第32条の規定により、下記の温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請に対する意見について、諮問します。

記

議題 別紙一覧表のとおり

令和6（2024）年6月5日

栃木県知事 福 田 富 一

○土地の掘削の許可申請一覧

2024年6月

No.	申請者	申請地点	温泉利用の目的	掘削深度	掘削口径	備考
1	株式会社共立メンテナンス 代表取締役 中村 幸治	日光市細尾町地内	建設予定のホテルで浴用にて 使用するため新規掘削する。	1,500m	311.2mm	
2	東京電力リニューアブルパワー 株式会社 代表取締役 永澤 昌	那須塩原市湯本塩原地内	地熱発電を目的とした噴気試 験のために新規に試験井を掘 削する。	2,200m (総深長) 768m (水平遍距)	530.0mm	

令和6(2024)年10月11日

栃木県環境審議会

会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会温泉部会

部会長 大塚 晃弘

温泉をゆう出させることを目的とする動力装置許可申請に対する意見について（報告）

温泉法（昭和23年法律第125号）第32条の規定に基づき、令和6(2024)年9月13日付けで栃木県知事から諮問を受けた「温泉をゆう出させることを目的とする動力装置許可申請に対する意見」について、下記により温泉部会を開催し、審議結果のとおり答申しましたので報告します。

記

1 開催日時

令和6(2024)年10月10日（木） 午後2時から午後3時まで

2 開催場所

宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁昭和館 多目的室4

3 出席者（6名、各五十音順、敬称略）

- (1) 委員 大塚晃弘、片山辰郎、小菅美智子、長尾昌朋
- (2) 専門委員 相田吉昭、藤本亨

4 審議結果等

(1) 諮問事項

申請者	申請地（市町）	申請内容	審議結果
株式会社那須野ヶ原カントリークラブ	大田原市	動力	許可答申

(2) その他

「国民保養温泉地計画書（案）」（板室温泉）について、事務局から説明し、委員からの意見を伺った。

令和6(2024)年10月11日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県環境審議会
会長 山田 洋一

温泉をゆう出させることを目的とする動力装置許可申請等に対する
意見について

令和6(2024)年9月13日付け薬生第881号にて諮問を受けた「温泉をゆう出させることを目的とする動力装置許可申請に対する意見」等について、当審議会は、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

第1号議案

大田原市南金丸地内 動力装置の設置について

申請者 大田原市南金丸2025番地

株式会社那須野ヶ原カントリークラブ

本件は、大田原市南金丸地内の源泉の動力装置位置を深くし、既存施設利用者の浴用に供するものであり、特に支障ないと判断されるため、許可答申とする。

薬生第881号
栃木県環境審議会

温泉法（昭和23年法律第125号）第32条の規定により、下記の温泉をゆう出させることを目的とする動力装置許可申請に対する意見について、諮問します。

記

議題 別紙一覧表のとおり

令和6(2024)年9月13日

栃木県知事 福田 富一

○動力の装置の許可申請一覧

2024年10月

No.	申請者	申請地点	動力装置の目的	動力出力	ポンプ種類	備考
1	株式会社 那須野ヶ原カントリークラブ 代表取締役 石井 信成	大田原市南金丸地内	水位低下している為、深度を深くし、既存施設で公共の浴用に供する。	11kw	多段タービンポンプ	